

住民基本台帳カードの利活用手法等に関する検討会報告書骨子・素案

まえがき

- ・ 住基カードの目的
- ・ 普及状況
- ・ 検討会の趣旨

I. 地方公共団体における利活用への取組について

1. 市町村内の組織横断的検討の必要性

住基カードの交付は、住民基本台帳事務を行っている市町村の窓口で行われているが、一方、住基カードの利活用、特に I C チップの独自利用領域（条例利用領域）の利活用については、それぞれの市町村が地域の実情に応じて創意工夫することにより住民サービスを提供することが求められている。

従って、市町村において、住基カードの利活用について検討するに当たっては、住民基本台帳事務担当部局のみならず、企画、財政、情報、その他サービス提供を担当する部局との組織横断的な検討を住民サービスの向上及び行政の合理化の観点から行う必要がある。

2. 市町村の区域を越えた広域的な観点からの検討

住基カードの多目的利用に当たって、複数の市町村が共同で利用する事例も出てきており、大きな効果を上げている。

※ 北海道深川市、秩父別町、北竜町では温泉施設の利用に応じたポイントラリー事業が行われている。長野県の上伊那広域連合を構成する 10 市町村では、住民票の写し、印鑑登録証明書等を広域で自動交付するサービスが提供されている。

住民の中には、市町村の区域を越えて通勤・通学等をしている者も多く、住基カードを利用し市町村の区域を越えた広域的なサービスを提供することも住民サービスの向上、行政の効率化の観点から望ましいと考えられる。

都道府県や都道府県ごとに設置されている自治体業務の共同アウトソーシング等に関する検討を進めるための組織である「電子自治体共同運営協議会」などと連携しながら、市町村の区域を越えた広域的な観点からの住基カードの利活用について検討することが効果的と考えられる。

3. 交付窓口・取扱いの明確化、広報

(1) 住基カードは、公的な証明書であることから厳格な本人確認が求められる。また、市町村が発行主体であり、市町村によって体制及び機器の保有状況等も異なるため、申請から交付に当たっての事務の流れや事務に要する時間（期間）が市町村によって必ずしも同一ではなく、住民が住基カードを取得する際の支障になっているとの指摘がある。

住民が住基カードを取得しやすいように、各市町村の申請・交付窓口や取扱いをできる

だけ住民にわかりやすくするとともに、広報に努めることが大切である。

(2) 住基カードの広報については、これまでも、平成15年8月の住基ネット本格稼働時を中心に、新聞、雑誌等の政府公報によるPR、ポスターやリーフレットの市町村窓口等での掲示などを行ってきたところであり、また、電子政府や電子自治体に係る広報の中でも取り組まれているところである。

また、住基カード普及率が高い団体では、職員が率先してカードを取得することや、窓口への来庁者へのPR、各種団体の会合やイベントへ出向いたPR、市町村内の金融機関に対する説明、役場から住民宛の案内通知、市町村で行う様々なイベントについて地元マスコミへの情報提供などの幅広い取組が行われている。

しかしながらインターネットを利用したアンケート(参考資料2)によれば住基カードの取得に対する意識は、①住基カードを取得・使用することに不安を感じる、②住基カードを取得する必要性を感じていない、③発行費用・時間がかかるので取得したくない、との回答が「比較的そう思う。」という者を含めるとそれぞれ6割から7割を占めており、住基カードの安全性について十分には認識されておらず、また、その利活用についても十分でないことが伺える。

これらを改善し普及していくためには、住民にとってもっと魅力を感じるような利活用を増やすことと併せて、その内容やセキュリティについて、住民にわかりやすく知らせることが重要である。また、その際の広報媒体としては、新聞、テレビ、ラジオといった広報媒体も有効であるが、市町村が発行する広報紙や、お知らせ、ホームページなども効果的である。また、住民に直接接する市町村の住基カード発行窓口でのPRも重要であり、国、都道府県も協力しながら、市町村窓口での住民へのわかりやすいPRに努める必要がある。

II. 住基カードの多目的利用として推進する例について

1. 推進する利活用例を検討する全体的なイメージ

住基カードの機能としては、I Cチップ部分の基本利用領域、公的個人認証利用領域、独自利用領域及び磁気テープ部分、券面へのバーコード、番号の追加記載、写真付き住基カードの券面利用がある。

また、これらの利用方法について制度やシステムについて大きく区分すると、

- (1) カード条例、システム改修を要しない利用（写真付き住基カードの券面）
- (2) 必ずしもカード条例を要せず、システム改修が少ない利用（住基カードの基本利用領域）
- (3) 公的個人認証利用領域の利用
- (4) 独自利用条例による独自利用領域等の利用（住基カードのI Cチップの独自領域、磁気テープ部分、券面の追加記載）

に区分することができる。

住民サービスの向上、当該事務における厳格な本人確認の必要性及び行政の効率化の観点から、どういった目的、事務に住基カードを利活用するのが適当なのかを検討し、費用対効果及びセキュリティの面も十分考慮し、どの機能を用いるのが適当なのかを検討する必要がある。

また、全国的に推進していくのが望ましい利活用例、都道府県単位等広域的に推進していくのが望ましい利活用例、それぞれの市町村の創意工夫で取り組むのが望ましい利活用例について、検討することが適当である。

2. 推進する「具体的」な利活用例について

以下の様な利活用を進めることが有効と考えられる。

(1) 写真付き住基カードの公的証明書としての利用

写真付きの住基カードについては、写真のほか、氏名、住所、性別、生年月日が券面に記載されていること、住民基本台帳を管理している市町村が発行したカードであることから、写真付きの公的証明書として、広く行政手続き及び民間の手続きにおいて、利用することが可能である。また、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則第4条（預貯金契約締結等の取引の開始の際の本人確認書類）や旅券法施行規則第2条及び別表第2（一般旅券の発給申請の際の本人確認書類）などでは、その旨法令に位置づけられている。参考資料3

しかし、住基カードの普及が十分でないことこともあり、一部の企業等では、そのことが十分に認識されていないとの指摘もある。引き続き、国、都道府県、市町村で、関

係団体等に対して、住基カードについての認識を広めるような努力が必要である。

一方で、岩手県紫波郡紫波町の事例《事例1》のように、写真付き住基カードが市町村が発行した住民であることの公的証明書であるとの特性を生かして、町の公共施設や民間施設での住民向けサービスの際の本人確認手段として積極的に活用して、大きな効果を発揮している例もある。市町村の発行する住基カードに対する住民の認知度を高めつつ、住民サービスの向上等を図るという点では、有効な方法と考えられる。

事例1

※ 岩手県紫波郡紫波町の事例

1. 第3セクター『ラ・フランス温泉館』での利用

- ① 敬老の日に身分証明書を提示した方には温泉を無料（現在100円）としたが、多くの方が身分証明書の提示が出来なかった。
 - ② 町の施設物の料金が町外の方と一律というのはおかしいという町民の方々の声への対応。
 - ③ 温泉館の利用者数が減少してきた中での新たなサービスを模索。
- という問題に対して、敬老の日により公平なサービスができ、かつ町民サービスと利用者数の向上が図られるという観点から、住基カードの提示による温泉割引のサービスを実施。

2. 盛岡南ショッピングセンター（通称『ナックス』）での利用

ナックスカードという買物ポイントカードで、100円買えば1ポイントをサービスして500ポイントで500円の買い物出来るサービスを実施。住基カードを作成して、1度サービスカウンターにナックスカードと住基カードを持参して登録すれば、登録したお客様には倍の2ポイントにするサービスを実施（2回目以降は住基カードを持参する必要はない）。ポイントの上乗せ費用等はすべては店側の負担。個人で買物の売上げの額が多いお客様で上位200人中、195人が紫波町民だということで売り上げ増加も期待し実施されたもの。

（2）基本利用領域の利用

住基カードの基本利用領域には、住民票コードが記録されている。住基ネット端末で利用することにより、暗証番号で本人確認することができる。写真付き住基カードの場合には、券面での確認と併せて、より厳格な本人確認が可能であり、セキュリティも極めて厳重である。法上、住民票の写しの広域交付請求の際の本人確認や付記転出届を行った際の転入届を行う際の本人確認に専ら利用できることとされている。また、法に基づいて法第30条の5第1項に規定する本人確認情報を利用又は提供することができることとされている場合（[参考資料4](#)）についても、住基カードの基本利用領域を利用して、本人確認情報を確認することが、法制度的には可能である（それ以外の場合には、基本領域を利用すると、住民票コードを含む本人確認情報の告知を本人に求めることとなり、法第30条の42の住民票コードの告知要求の禁止規定に反することとなる。）。しかし、基本利用領域を使った本人確認を行うためには、住基ネット端末が設置されて

いることが前提となることから、本人確認情報の利用が可能なすべての機関で、その機能を利用できるわけではない。

一方、市町村の住民基本台帳担当部局には、原則として住基ネット端末が設置されていること、住民基本台帳に関する事務の処理に当たっては近年本人確認の重要性が指摘されていること（転入・転出届などの住民異動届出における本人になりすました事件の発生等を受けて本人確認が厳格化されつつある。住民票の写しや戸籍の附票の写しの交付請求等についても個人情報保護の観点から請求者の本人確認を厳格にすべきといった要請がなされている。（[参考資料5](#) [参考資料6](#)））から、写真付き住基カードによる券面による本人確認と併せた基本利用領域の活用による厳格な本人確認（住基カードがない場合でも、氏名、生年月日等に検索により、本人確認情報を確認することは可能）に活用することも考えられる。

そのほか、市町村における印鑑登録証明書の交付事務の際の本人確認《事例1-2》や、住民票の写し等の証明書の交付請求書等の自動作成機能における本人確認などに基本利用領域を活用することが考えられる。

これら基本利用領域の利活用については、既にシステムが構築されていることから、新たなシステム構築への投資が不要であること（又は少なくとも済むこと）から、住基カードのセキュリティの高さ及びこれらの事務における本人確認の重要性について住民のコンセンサスを得ながら、その有効活用を進めることが期待される。

（3）公的個人認証利用領域の利用

公的個人認証利用領域には、全国どこの市町村でも「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」（公的個人認証法）に基づく公的個人認証サービスの電子証明書と秘密鍵を格納することができる。これを利用することにより、インターネットを使った国・地方公共団体に対する電子申請・届出等の行政手続において、なりすましや改ざん、送信否認を防ぐことが可能となり、インターネット環境における手続の安全性・確実性が確保される。

公的個人認証サービスは、平成16年1月から開始され（電子証明書の発行件数は、平成17年11月末現在で約10万4千枚）、それを利用した各種手続も、同年2月の国税の電子申告（東海地区の4県で先行実施、6月から全国で実施）をはじめとして、社会保険関係手続、商業・法人登記申請など国の11府省庁（平成17年10月3日現在。）で開始されている。地方公共団体において、地方税の電子申告、道路占用許可申請、住民票の写し等各種証明書の交付申請手続などの電子化が進められつつあり、39都府県及び19都府県内の市町村（平成17年11月1日現在）で開始されている。[参考資料7](#)

また、現行制度では、公的個人認証サービスの電子証明書の有効性を確認できる機関は、行政機関等及び裁判所に限られているが、不動産登記の電子申請手続の際の司法書士等、行政手続等の代理を行う者などについても有効性を確認できるようにするための、公的個人認証法の改正法案が継続審議中となっている。

今後、公的個人認証サービスを基にした電子申請等の手続の普及を進めることにより、住民の利便性の向上及び行政の合理化を推進し、住基カードの一層の利活用を図っていくことが重要である。

(4) 独自利用領域（条例利用領域）の利用

基本利用領域及び公的個人認証利用領域以外のＩＣチップの領域については、独自利用領域として、市町村が、条例で定めるところにより、必要な情報を記録し又は必要なアプリケーションを格納することにより、多目的に利用することが可能となっている。（住基カードの磁気カード部分、券面へのバーコード等の記載についても同様。）平成１７年３月末現在で、８１団体で条例が定められ、様々な事務に利用されている。[参考資料 1](#)

このうち、比較的多くの団体で取り生まれ、住民基本台帳事務担当部局にとっても、住民サービスの向上及び事務の合理化の観点から、取り組むことが望ましい事例として、証明書自動交付サービス、印鑑登録証としての利用、申請書自動作成システムについて取り上げるほか、各市町村で取り組まれている事例について紹介する。

ア 証明書自動交付サービス

平成１６年１０月末現在で、全国で２６８の市町村で住民票の写し、印鑑登録証明書、納税証明書等の証明書自動交付機を設置している（[参考資料 8](#)）。従来これらの事務には、磁気カードが利用されていたが、平成１７年３月末現在で、６５の団体が住基カードで対応している。

証明書の自動交付サービスについては、待ち時間の短縮など住民サービスの向上、事務の効率化の観点から年々導入する団体が増えている。より効果的に行うためには、複数の証明書の交付を可能とすること、時間外や休日におけるサービスの提供、設置場所の工夫が求められている（[参考資料 9](#)）。なお、セキュリティに留意する必要があることは言うまでもない。

磁気カードに比べて、ＩＣカードである住基カードのセキュリティは高く、今後新たに証明書自動交付サービスを導入する団体は、住基カードでシステムを構築することが望ましい。また、既に磁気カードでシステムを構築している団体にとっては、当面住基カードの磁気カード部分を活用することにより、市町村の発行するカードのワンカード化を進め、システムの更改時期に、ＩＣカード化することも考えられる。

特に証明書自動交付サービスと印鑑登録証の機能を住基カードに統合することにより、従来市町村が発行していた３枚のカードを１枚に統合し、効果を上げている団体がある。

特に宮崎市は、平成21年3月末までに、既存の印鑑登録証（プラスチックカード）を住基カードに切り替えることとし、その間無料で交付するとともに、市民にその旨案内を行うことにより、住基カードの高い普及を実現し、図書館サービス機能など順次サービスを充実している事例《事例2》である。

また、上伊那広域連合は、構成10町村からなる電算処理等を行うための広域連合であり、広域連合構成市町村のすべての証明書が自動交付機で取得可能（現在、住民の写し・印鑑証明・所得証明・資産証明・納税証明について交付、現在戸籍証明について開発中）であり、印鑑登録証とも兼ねることとしている。広域で取り組むことにより大きな効果を発揮している事例《事例3》である。今後、取り組む市町村においては、様式の統一化、電算システムの共同化などを進め、自動交付システムについても、広域で利用可能なように取り組むことが特に効果的と考えられる。

また、自動交付機の設置と合わせて市町村の窓口で住基カードで本人確認をして証明書を交付するシステム（証明書窓口交付システム）が、宮崎市や掛川市等で導入されているが、自動交付機の設置費用がない分、割安で済み、自動交付機よりも窓口交付を希望する住民の方にとってはむしろ好評といった評価もある。

イ 印鑑登録証としての利用

印鑑登録証は、全国の市町村で条例に基づいて印鑑の印影等を登録し、その証明書を交付する際の本人確認書類として、印鑑登録証を用い印鑑登録をした者に印鑑登録証明書を交付しているものである。

全国で約7,500万枚（平成12年3月末現在で7,460万人のうち住民基本台帳人口約6,840万人）の印鑑登録証が交付され、年間約6,500万枚（平成11年度中の交付枚数約6,490万枚）の証明書が交付されているものと考えられる。

平成17年3月末現在、22の団体で住基カードを印鑑登録証として利用しており、アの証明書自動交付サービスと同時に行うことが効果的と考えられる。

前述の宮崎市では、既に印鑑登録証の交付を受けている住民については期間を定めて住基カードに無料で交換している。上伊那広域連合では、既存の印鑑登録証（プラスチックカード）と住基カードを併用しているが、両者の発行手数料を同額とすることにより、新規に交付を受けるに当たって、証明書自動交付サービスの機能が付加された住基カードへの移行を進めている。

住基カードを印鑑登録証として利用する際には、写真付き住基カードの券面に住所、氏名等が記載されていることから、第三者によるなりすまし取得を防ぐため窓口で印鑑登録証明書を交付する際に暗証番号の入力により本人確認を行う必要がある。

なお、プラスチックによる印鑑登録証は一般的には有効期限が定められていないのに対して、住基カードについては有効期限（10年）が設けられていることから、その期限が到来したときの取扱いについては、混乱が生じないように検討しておく必要がある。

ウ 申請書自動作成システム

各種証明書等の申請書自動作成サービスは平成17年3月末12団体で行われている。

このサービスは、住民の方が窓口で提出する申請書を作成する際に、氏名、住所等の定型的な事項を自動的に申請書に記入、作成するものである。

証明書自動交付機に比べ、少ない費用ですみ、より多くの申請書類に対応可能というメリットもある。

エ その他の利用

平成17年3月末現在、ア～ウのほか、次のような用途に住基カードが利用されている。

- ・学童安心安全サービス（宮崎県南那珂郡南郷町）
- ・救急活動支援サービス（水沢市、市川市）
- ・健康情報管理サービス（水沢市、柏崎市、南砺市、掛川市、新見市、高知県長岡郡本山町、香美郡香北町、幡多郡大月町）
- ・病院再来、検診予約サービス（大和市、水沢市、高知県大月町）
- ・公共施設予約サービス（むつ市、水沢市、大和市、三条市、柏崎市、南砺市、掛川市、羽曳野市、新見市、宮崎県南那珂郡南郷町）
- ・国民健康保険資格確認（高知県長岡郡本山町、香美郡香北町）
- ・地域通貨（市川市、北九州市、銚子市、島根県雲南市、別府市、阿蘇市）
- ・住基カード利用テレビ会議（薩摩川内市）
- ・電子窓口ロッカー（東村山市、高知県香美郡野市町）
- ・電子マネー（荒川区〈あらかわ遊園〉、宮崎県西臼杵郡高千穂町〈市営バス〉）
- ・図書館サービス（室蘭市、深川市、伊達市、夕張郡長沼町、むつ市、愛媛県伊予郡松前町、宮崎県西臼杵郡高千穂町、南那珂郡南郷町 等）
- ・避難者情報管理サービス（柏崎市、橋本市、雲南市、鳥取県日野郡日南町）
- ・各種ポイントカード（（深川市、雨竜郡秩父別町、北竜町〈公共温泉施設ポイント〉）、（夕張郡長沼町〈町福祉等ポイント〉、長浜市〈商店街ポイント〉）

これらのうち、東京都荒川区においては、証明書自動交付サービス、申請書自動作成

サービス、図書館サービスに加えて、区立荒川遊園における電子マネーとして、入園料乗り物利用料金、飲食代金の支払いに利用できることとしている。モニター実験の結果でも大変満足、やや満足を合わせて75%と高い評価を得ており、特にファミリー世代のニーズに応えたものと考えられる《事例4》。

千葉県市川市においては、証明書自動交付、申請書自動作成、救急活動支援のほか公的個人認証サービスを活用した地域通貨「てこな」の発行、それによる個人間の助け合いやボランティア活動の推進に取り組んでいる《事例5》。

高知県長岡郡本山町及び香美郡香北町では、高知県と連携しながら広域的な利用を視野に国保資格確認サービス及び健康情報管理サービスに取り組んでいる《事例6》。

岩手県水沢市では、平成12年9月からICカード（水沢市民カード「Zカード」）を利用して証明書自動交付、図書館サービス、公共施設予約サービスを提供していたが、住基カードの発行に伴い、平成16年3月末で水沢市民カードを廃止し、平成16年4月1日から住基カードに一元化し、それまでのサービスに加え印鑑登録証明書交付サービス、申請書自動作成サービス、成人保健サービス、救急活動支援サービス、水沢病院再来予約サービスを提供するなど住民ニーズに合わせたサービスの提供に取り組んでいる《事例7》。

北海道夕張郡長沼町では、図書館カードに加え、毎年町民に配布していた町立総合福祉センター（りふれ）、長沼温泉、マイオイゴルフリゾートで利用できる健康づくり助成券を住基カード（ICカード）を利用した健康ポイントカードサービスに切り換えたことにより全町民の3割以上の方が住基カードを取得している《事例8》。

今後においても各市町村の創意工夫により、住民ニーズに合った住基カードを用いた各種行政サービスの提供が望まれる。

Ⅲ 利活用を進めるための制度上の課題等について

住基カードに係る現行制度の課題等について、各委員から、また、地方公共団体からのヒアリングにおいて次のような意見、指摘があった。

- ① 条例を制定しなくても住基カードの多目的な利用ができるような仕組みができないか。
 - ② 市町村を異動しても失効、返納しなくてもよいようにできないか。
 - ③ 公的個人認証サービスの利用範囲を拡大できないか。
 - ④ 交付手続をもっと利用しやすくできないか。
 - ⑤ 住民がもっと取得したくなるようなインセンティブを与えることができないか。
 - ⑥ その他
- これらについて、以下、考え方を整理する。

- ① 条例を制定しなくても住基カードの多目的な利用ができるような仕組みができないか（全国的に利用可能なサービスメニューを増やすべきではないか。）

(i) 現行法では、「市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳カードを、条例の定めるところにより、条例に規定する目的のために利用することができる。」(第30条の44第8項)とされている。

これは、

- ・ 平成11年の法改正以前から一部の市町村でICカードを利用した多様な住民サービスが提供されていたこと
- ・ 住基カードをカードの偽造防止等の観点（暗号化が可能等）からICカードとしたことに伴う空領域の有効活用
- ・ 分権時代に対応し、各市町村がカードを利用して、独自の行政を展開できるようにするため、市町村の条例及び本人の選択により、市町村が住民票コード等以外の情報を記録させて住民サービスに活用できるものとするのが適当と考えられたこと

によるものである。また、利用目的等を条例で定めることとしたのは、住基カードの発行根拠及び記録事項、利用目的等が法律及びそれに基づく政令等で定められていることを踏まえたものである。

これに対して、空領域の有効活用という観点からは、個々の市町村で個別に条例で定めるよりは、一定の利用方法については法律で定めて、希望する住民が利用できるようにできないかとの意見がある。

仮に全国的に一定のサービスを提供するのであれば、公的個人認証サービスと同様に、別途法律で規定し、住基カードをその電磁的記録媒体として定めることが制度論的には考えられる。

しかしながら、その前提として、こういったサービスを全国的に提供するのが適当なのか、現行の住基カードの基本利用領域の機能や公的個人認証サービスでは対応できないのかといった検討が必要となる。また、カードの規格などシステム的な問題や財政的な問題について別途検討する必要がある。

(ii) また、自治体や大学、企業などが市町村の区域を越えてサービスを提供できるようにできないかという意見もあるが、現行制度でも関係市町村と連携を取ってそれぞれ条例を定めれば対応可能とも考えられる。仮にそのようなサービスを実施する場合には、カード管理の観点から、カードの発行主体である各市町村との調整はいずれにしても必要となるものであり、また、前述のとおり、カードの規格等技術的な問題の検討が別途必要となる。

② 市町村を異動しても失効、返納しなくてもよいようにできないか。

(i) 券面だけであれば、裏面に裏書きをすることも方法論としては考えられる。また、基本領域については、住民票コードを記録することとされている（住所等は記録されていない）ことから、市町村が変わっても、必ずしも住基カードを失効させなくてもよいのではないかと考えられる。しかし、現行システムは、発行市町村が住基カードの発行管理をする前提で構築されているため、システム上の問題を解決する必要がある。さらに、条例による独自利用を転出市町村が行っていた場合は、それについては原則として利用できなくなるものである。

(ii) 現行制度は、住民票の作成主体であり、住民に最も身近な市町村を住基カードの発行主体としていることから、市町村を転出した場合には、住基カードを返納することとされているものである（住基カードは市町村が貸与しているもの）。仮に市町村を異動した場合でも住基カードを返納しなくてもよいこととするためには、発行主体の問題を含めて制度的な議論が必要になると考えられる。

(iii) 一方、転出地の住基カードと引き換えに転入地で住基カードを取得する場合には、手数料を無料化した方がよいのではないかと意見がある。手数料は、各市町村が条例で定めるところにより、交付事務に要する費用を徴収しているものである。交付事務に要する費用は当然かかるものであるが、行政事務における厳格な本人確認の必要性など一定の行政目的があれば、各市町村の判断で手数料の特例を設けることも考えられるが、ただし、その場合、財政負担の問題も考慮した上で、全国又は都道府県単位で各市町村が連携をとって特例を設ける必要がある。

③ 公的個人認証サービスの利用範囲を拡大できないか

前述のとおり、現在、公的個人認証サービスによる電子証明書の有効性を確認できる者(署名検証者の範囲)を司法書士や行政書士など、行政手続等の代理を行う者及び公証人、医師等行政機関に必要な添付書類を発行する者にまで広げるため、公的個人認証法の改正法案を国会に提出しているところである(継続審議中)。

また、併せて、公的個人認証サービスの利便性・信頼性向上策の研究を推進するとともに、電気、ガス、医療などの公益的分野への利用範囲の拡大を検討することとしている。

④ 交付手続をもっと利用しやすくできないか。

住基カードの交付手続きについては、住基カードが重要な本人確認手段となることから、なりすまし取得を防ぐ観点から、本人確認について厳格に行う必要がある(本人になりすました住基カードの不正取得が発生したことを踏まえて、平成16年3月には省令改正等住基カードの交付事務の厳格化を図るとともに、平成17年2月には、住民票異動届の際の本人確認の厳格化についても通知。)

一方で、住民が住基カードを取得しやすくする取組も大切である。取得窓口の周知や案内をわかりやすくするとともに、交付手続きについても、15歳未満の子供が住基カードの取得を行う場合の法定代理人確認手続きの弾力化、即時交付が困難な市町村における申請等の手続きの統一化、住基カードと電子証明書の両方を取得する場合の手続きの簡素化などについても検討する必要がある。

⑤ 住民がもっと取得したくなるようなインセンティブを与えることができないか。

住基カードの取得には手数料がかかり、公的個人認証サービスによる電子申請を行うためには、電子証明書の交付手数料に加えてリーダーライタの購入も必要となるなど住民にとっては負担感が大きく、住基カード・電子証明書及びこれらに基づく電子申請等の普及を図るためには、もっと住民にとってインセンティブが必要との意見がある。

住基カードの発行手数料については、前述のとおり、交付事務に要する費用として市町村が条例により徴収しているものであり、一部の市町村で行われているように、各種行政事務での本人確認の重要性などの行政目的に基づいて、財政負担の問題も考慮した上で市町村の判断で手数料を無料化することも考えられる。

また、インセンティブの付与として、住基カード又は公的個人認証サービスを利用した各種サービスを提供する場合の手数料(住民票の写しの交付手数料など)を減額することなども考えられる。

⑥ そ の 他

IV. 多目的利用、広域的利用等を進めるための技術的課題等について

(1) 技術面の課題

多目的利用、広域的利用等を進めるためには、次のような技術的な検討が必要との意見があった。

・現状では、多目的利用のためのアプリケーションを住基カードに格納するのに時間を要し、交付に要する時間が多くかかっているとの指摘があり、この時間を短縮するための技術的な検討が必要と考えられる。

・現状では、住基カードを発行する市町村がそれぞれ住基カードに多目的利用のアプリケーションを搭載している。市町村が共同し広域でサービスを提供する場合には、住基カードの発行やアプリケーションの搭載を近隣の他の市町村に委託できるようにするための技術的な検討が必要と考えられる。

・現状では、証明書自動交付サービスを提供しようとする場合には、既存の住基システム、証明書自動交付機等を同一のベンダーから調達するのが一般的であるが、費用の低廉化を図る観点から、異なるベンダーからの調達を可能とするための技術的な検討が必要と考えられる。

・現状では、発行する市町村によって、ICチップの規格が異なっている。広域的な利用を進めるためには、ICチップの規格、容量等をできるだけ統一していくことも重要である。

(2) 費用等の課題

多目的利用を実施するためには、市町村では、初期投資をはじめ維持管理経費が必要となる。セキュリティを維持しながらこれらの経費をできるだけ低廉化するように取り組むことが重要である。

・市町村における基幹システムの更新などが行われる際に合わせて、住基カードを利用した証明書自動交付サービス等の導入を進めることは効率的と考えられる。また、複数の市町村が共同でサービスを提供するシステムを構築することが望ましく、システムの共同化、様式などの規格の統一化といった取組が有効と考えられる。

・また、(財)地方自治情報センターが提供している住基カードを多目的利用するための標準システムは、市町村合併や異なるベンダーの住基カードにも対応できるよう設計されており、LGWAN等を利用し複数の市町村で共同利用することにより、より効率的な利用が可能となるものと考えられる。

<事例>

1. 岩手県紫波郡紫波町
2. 宮崎市
3. 長野県上伊那広域連合
4. 荒川区
5. 市川市
6. 高知県長岡郡本山町、香美郡香北町
7. 水沢市
8. 北海道夕張郡長沼町
9. その他の利用例の概要

<参考資料>

1. 住基カードの交付状況及び多目的利用の状況
2. 住基カードの広報に関する意識調査の概要
3. 住民基本台帳カードの公的な証明書としての活用例
4. 基本利用領域の利用範囲
5. 転出届・転入届における「なりすまし」の状況等
6. 住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会報告書等～抜粋～
7. 公的個人認証サービスの主な対象手続
8. 住民票等の自動交付機に関する取扱い改正経緯について等
9. 自動交付機導入におけるコスト・ベネフィット分析について
10. 住基カード・国民健康保険証等連携検討会報告書
11. 住基カードに関する法令等の概要